

長野県 J Aバンク優遇プログラム規定

1 内容

「長野県 J Aバンク優遇プログラム」(以下「当サービス」といいます。)は、洗馬農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準によりお客様の取引内容をポイントに換算し、合計ポイントに応じて2段階のステージを設定し、ステージに応じて手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります(事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします)。

3 開始時期

当サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 ポイント・ステージ

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じてお客様のポイントを決し、ポイント合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。
- (2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- (3) ポイント対象となる取引項目、内容、各ポイントについては次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。なお、正組合員資格・准組合員資格・正組合員の同居家族は同一取引項目とします。

ポイント 対象取引	取引内容	ポイント
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	2
准組合員資格	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。	1
正組合員の 同居家族	月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。	1
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込(5万円以上)を当組合の口座で受け取られていること。	1
年金振込	一定期間内に公的年金(農林年金・農業者年金・国民年金・厚生年金等)として発信された振込を当組合の口座で受け取られていること。	1
J Aカード利用	一定期間内に J Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	1
貸出金	当組合所定の貸出金(住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、農業資金等)を月末時点で利用されていること。	1
投資信託残高 10万円以上	当組合所定の投資信託を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること。	1
通帳レス (1口座以上)	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座で1口座以上が通帳レスとなっていること。	1

(4) 手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各ステージに必要なポイントは次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2
必要なポイント	0ポイント以上	2ポイント以上

5 優遇

(1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。

(2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。

(3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ	
		1	2
ATM入出金 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM(セブン銀行・イーネット・ローソン銀行)で入出金取引を行った場合について、ステージ別の優遇回数まで、ATM取引手数料が無料となります	—	2回 まで
個人IB振込 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に個人IBによる振込を行った場合、ステージ別の優遇回数まで振込手数料が無料となります。 注：個人IB振込手数料について、振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。	—	1回 まで

6 本支所間のポイント引継ぎ

(1) 支所等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスのポイントを原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、ポイントの合算を行いません。

(2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、ポイントの集計が出来なくなる場合または一定期間ポイント集計ができなくなる場合があります。

(3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

(1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容（ポイントの対象となる取引、ポイント、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合

②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合

③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合

④契約者本人が亡くなった場合

⑤金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、ポイントや優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和7年3月25日現在